

# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川富也**  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882



## 人材育成を評価の対象に

精密機器のH社は人材育成など将来を見据えた取り組みを賞与の評価対象に加える「バランススコアカード」制度を導入する。職場で勉強会を開いた回数など、教育面や新規顧客を開拓するための取り組みについて各部署が1年ごとに数値目標を設定する。その進捗状況と個人の貢献度を

賞与額に反映させる。

これまでは受注高や期間利益など短期的な業績貢献が賞与の評価基準の中心だった。このため社員が目先の利益を追いがちになり、後輩の育成や中長期的な取り組みなどがおろそかになる面が増えてきたという。

## 「自分史」の作成で 若手研修

電子機器商社のT社は、これまででの人生を書き記した「自分史」を作成させて若手や中堅社員の研修を始める。入社4年前後と9年目の社員が対象。自分史を社員自らが作成し、自分史をもとに自己

を冷静に分析をしたり、進路の選択などに生かしてもらう。

自分史はこれまで仕事のうえでモチベーションが変化したり、やりがいを感じた仕事などを記し、研修会でそれを互いに披露する。また各自の自分史をもとに社員同士が話し合っただけでなく、それぞれの興味や興味などを分析する。また会社はこれらの分析結果を人事異動の参考情報とする。同社ではここ数年、新入社員の3年以内での離職が目立っており、自分史の活用により若手社員のやりがいや士気向上に役立てたい考えだ。

## アルバイトの時給 11カ月連続マイナス

リクルートがまとめた7月のアルバイト・パートの平均時給額は前年同月比8円減の945円だった。前年実績を下回るのは11カ月連続。厳しい雇用情勢を背景に3大都市圏の平均時給がそろって前年同月比マイナスとなった。

求人情報をもとに募集時平均時給を集計すると、6つの職種のうち「事務系」以外はすべてマイナスとなった。特に「販売・サービス系」の落ち込みが目立った。

地域別では首都圏が前年同月比4円減の996円、関西は同9円減の892円となり、ともに2カ月連続の減少。東海は同7円減の889円と25カ月連続で前年同月を下回った。



## 有利子負債

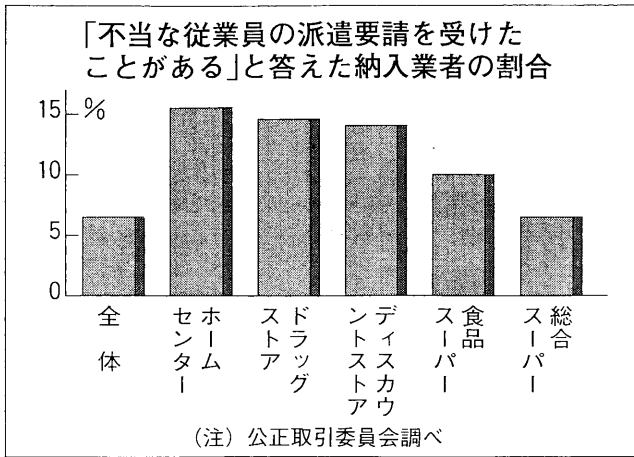
企業が返済しなければならぬ負債のうち、金利を支払う必要があるものを指す。借入金や社債などが該当する。返済までの期限が1年以内の流動負債と、それ以外の固定負債（長期負債）に分けられる。買掛金は利子がかからないため有利子負債に含まない。

有利子負債は少ない方が支払利息が少なく、返済まで期限が長い方が資金繰りの面で財務の安定につながる。財務の健全性を判断する目安の一つとして、有利子負債を自己資本で割って求めるD/Eレシオ（負債資本倍率）や総資産に対する有利子負債の割合などが使われる。



# 取引先から従業員の派遣を求められた 「独禁法」優越的地位の濫用

食品会社のA社は納入先のスーパーから「改装オープニングセールを実施するので商品の陳列要員を派遣してほしい」とA社の従業員の派遣を求められました。人件費や交通費はA社の負担。スーパーは貴重な得意先であり、今後の取引を考えると、断りたくても断りにくい。今回はこのケースをもとに独占禁止法の「優越的地位の濫用」について考えてみます。



独占禁止法は取引上の優位な立場を利用して相手に不当な要求をする「優越的地位の濫用」を禁じています。例えば商品を発注した後、一方的な理由で契約額を減らしたり、支払いを遅らせたりする行為、バーゲンや広告費用の負担を取引相手に押し付ける行為などが当たります。2010年1月に施行された改正独占禁止法では、こうした取引は排除措置命令だけでなく、課徴金納付命令の対象にもなりました。「優越的地位」かどうか判断するに当たっては、「一方にとって相手

企業との取引の継続が困難になると事業経営に大きな支障をきたす関係」にあるかが問題となります。相手企業にどれくらい取引を依存しているか、取引先の変更が可能かどうかなども判断材料となります。

## 「不当な派遣を

求められた」6・7%

近年では従業員やアルバイトの派遣要請のほか、チケットの押し売りなど、契約とは直接関係のない取引を強要するケースが問題となっています。公正取引委員会の調査によると、ホームセンターやドラッグストアなど大規模小売業者への納入業者のうち、6・7%が「不当な従業員やアルバイトの派遣を求められた」と答えています。調査では「不当行為」の具体的な内容として、「日当や交通費など派遣費用を負担させられた」「自社商品の販売業務に限定して従業員を派遣したのに、他社商品の販売にも協力させられた」などの例が多いようです。また取引停止などのペナルティーを背景とした強制力があれば違反となりますし、ペナルティーを科

すと明確に発言していなくても無言の圧力を感じさせるような言動があれば問題となります。08年にはこのような事例をめぐり、公正取引委員会が排除措置命令を出しました。

公取委が策定中の指針では、「優越的地位の濫用」に当たるかどうかは、自社製品を特別に宣伝したり、消費者のニーズをとらえたりするといった派遣する側のメリットも考慮するとされています。そうした利益よりも派遣費用などの不利益が上回る場合や、費用負担を明示しないなど、不利益の大きさが不明確な場合は違反となりやすいといえます。

しかし、実際には派遣する側のメリットが少なくても他の納入業者と横並びで派遣せざるを得ないことが多いようです。

また派遣された従業員が不始末を起せば、要請した側も損害を被りかねません。信頼関係を損なわないためにも、一方的に派遣を強要することは罰則の対象であることを認識し、また要請された側も勇気をもって意思表示し、安易に応じたりしないことが大切です。



# 企業の内部情報の流出 身の回りにある危険 思わぬことで流出も

情報化社会の進展に伴い、ITによる業務の効率化が図られる反面、企業の内部情報の流出事件も後を絶ちません。業務に関する重要情報や顧客リストなどの個人情報流出すると、会社の信用低下、損害賠償の発生など企業の被る損害は甚大です。情報流出によって顧客が被害を受ける場合もあります。そして情報は思わぬことで流出しているのです。そこで今回は身の回りに潜む情報流出の危険について考えてみます。

## ●内部情報流出の主な原因●

- ①内部関係者（役員、社員、派遣社員、委託先社員など）による意図的な漏洩
- ②パソコンやデータの紛失
- ③業務用PCの盗難、置き忘れ
- ④メール、FAX、郵便などの誤送信
- ⑤文書、フロッピー、CDなどの誤破棄
- ⑥パソコンのウイルス感染、不正アクセス
- ⑦ブログや掲示板などの不注意な書き込み

情報流出の原因の多くは人為的な「うっかりミス」によるもので、パソコンやデータの持ち出しによる置

き忘れや紛失、電子メールやFAX、郵便の誤送信など、人の手を介して起こっています。例えば、仕事を家でするためにパソコンを持ち帰る途中、電車の中に置き忘れてしまい、顧客情報が流出してしまったケースもあります。車の中にパソコンを置いたまま少し車を離れた間に盗難にあってしまったケースもあります。したがって、思わぬトラブルを想定し、業務用パソコンやデータを社外に持ち出すことは慎重に考えた方がよいでしょう。

また郵便物の誤配達やファクスの送信ミスなどで顧客情報が流出したケースやメールを間違って送信して

しまい、社内の機密情報が漏洩してしまったケースもあります。

### ■パソコンのウイルス感染■

最近ではファイル交換ソフトのウイルス感染による情報漏洩も増えています。業務用データを自宅に持ち帰り、自宅のパソコンにコピーした、無断で私用のパソコンを利用したところなども情報漏洩のきっかけとなっています。

ファイル交換ソフトはインターネットを通じて不特定多数のコンピュータの間でファイル（データ）を取り取りできるソフトウエアの総称で、最も有名なものとして「Windows」が知られています。

ファイル交換ソフトを通じてウイルスに感染すると、パソコンの中にあるファイルを勝手にファイル交換ソフトで共有できる状態にするものがあります。このためパソコン内にあるファイルが無作為に流出する可能性があります。また本人がウイルスに感染したことや情報流出に気づきにくく、第三者に発見されるまで流出した情報が放置されやすいのです。

したがって個人情報など流出する

と困るような情報を保管しているパソコンや仕事で使用しているパソコンにはファイル交換ソフトをインストールしないようにしましょう。

### ■アクセス管理・制限■

ユーザーIDやパスワードは第三者に知られないように管理することが大切です。ユーザーIDとは利用者を識別するもので利用者ごとに権限が与えられています。IDやパスワードをメモして机やパソコンに貼るなど、他人に知られるような不注意な行動は避けましょう。

また重要な情報は社内でもアクセスできる人を制限するなどの対策も大切です。

◇ ◇ ◇  
情報流出の有効な対策は、「人はミスをする」という前提に立つことです。紛失や置き忘れの可能性のあるものには、会社が持ち出しを認めない個人情報や機密情報などを保存しないなどの対策が必要です。そして会社はこのような情報を保護・管理するための内部規則を作成し、従業員一人ひとりにルールを守るよう意識の徹底を図ることが重要といえます。



# 自動車の購入 取得価額の取り扱い

事業活動を行う上で、営業や配送などの業務に社有自動車を活用している会社は多くあります。自動車の購入にあたっては、車両本体価額のほかに、付属品、自動車税、保険料等なにかと費用がかかるものです。

自動車などの減価償却資産の取得価額には、本体価額の他に、購入にかかる付随費用や事業共用のために直接要した費用も含むこととされています。しかし、自動車を購入したときに発生する付随費用でも、資産計上せずに損金算入できるものがあります。

## 損金に算入するもの

重量税、自動車税、保険料は損金に算入します。これらは自動車を取得するための費用ではなく、所有することに対する費用だからです。

## 選択により損金算入できるもの

自動車取得税、検査登録費用、在庫証明費用などは、原則として取得価額に含まれていますが、会社

の選択により損金に算入することができます。

## 取得価額に含めるもの

購入時に車両に付属しているカーナビやエアコンなど車両と一体のもの、車両の取得価額に含めてまとめて減価償却することになります。

## 割賦手数料

ローン取り扱いの割賦手数料は取得価額に含めるか、もしくは、返済期間に応じて損金にしていくか、どちらかの選択ができます。

## 自動車を買い換えたとき

なお、旧自動車の下取り価額は、当該自動車の売却代金の受け取りに係る取引となり、自動車購入の取引とは直接関係がないので取得価額の計算には何ら考慮しません。

下取り車があるときは、下取り価額とは関係なく帳簿に計上されている旧車両の簿価を取り消して、差額が固定資産売却益(損)となります。

## 10月の税務と労務

### —税 務—

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知  
通知期限…10月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)  
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…10月12日
- ★8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…11月1日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…11月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…11月1日
- ★2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分  
申告期限…11月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…11月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…11月1日

### —労 務—

- ★労働災害保険事業開始届  
提出期限…10月12日
- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…11月1日

サッカーの日本代表の新監督にイタリア人のアルベルト・ザッケローニ氏が就任した。先のワールドカップで岡田監督が率いた日本代表はベスト16を勝ち取ったが、「さらに上」を目指すには、世界を知る外国人監督が必要と日本サッカー協会は判断したようだ。▼企業でも日本板硝子の社長に米国デュポン社のクレイグ・ネイラー氏が就任した。世界を相手に戦う日本企業にとって、人材のグローバル化は避けて通れない。しがらみのない外国人トップが大胆な改

## サッカーの日本代表新監督

革を断行できることは、日産自動車率いるカルロス・ゴーン氏が示した。ソニーのハワード・ストリンガー氏も日本企業の経営改革に乗り出している。▼人材がグローバル化する中、日本人の経営者が海外の有力企業に請われてトップに就任するケースがないのはなぜなのか。厳しい国際競争を勝ち抜くには、世界を知る外国人トップに学ぶものは多い。近い将来、世界に通用する日本人トップが数多く登場する日は近いだろう。